# 逗子小だより

2013年3月22日　No.30
逗子市立逗子小学校
逗子市逗子4-2-45
046-873-2050

## 学校での携帯電話のとりあつかい

　携帯電話の学校でのとりあつかいについては、これまで明確な決まりがなく、学級によってまちまちでした。
　昨今では保護者から、家庭の事情で携帯電話を持たせたいので許可して欲しい、学校での取り扱いについて示していただきたい、などの声が多く寄せられています。
　一部ではありますが、学校に持ち込んだ携帯電話を校内で使用したというケースもあり、個別に指導を行っております。
　児童支援部を中心に携帯電話の取り扱いについて検討をいたしまして、４月・平25年度からの取り扱いがまとまりましたので、お知らせいたします。

☆携帯電話は「学校に必要のないもの」にあたります。学校に持ってこないのが基本です。
☆その上で、校内に持ち込むことが必要となる場合は、次のルールで取り扱います。

＜携帯電話使用上のルール＞
①携帯電話を学校に持ってくる場合は、防犯上の理由など、保護者の方が必要であると考える場　合に限ります。
②携帯電話は、朝のうちに電源を切ってカバンに入れておき、帰りには校門を出てから電源を入れます。
③特に歩きながらの使用は、防犯上・交通安全上たいへん危険なのでやめましょう。

＊このことをご家庭でも十分に話し合いをし、そのうえで持たせていただきたいと思います。
＊校内での携帯電話の破損・紛失等については、自己責任となります。

４月に担任から携帯電話の取り扱いについての「お知らせ文」が配られます。
お子様に携帯を持たせ校内に持ち込みが必要な場合、『携帯電話　許可願』に必要事項を記入し学級担任にご提出いただきます。年度途中で申請される場合は、その都度担任に申し出て許可願を提出していただきますください。

**（様式）**　　　　　　　　　　**携帯電話　許可願**

申請日　2013年(平成25年)　　月　　日

　　年　　組　　番　児童氏名
保護者ご氏名

下記の理由により、携帯電話を学校に持たせます。

ご存知でしたか？　子ども用にこんな設定も可能です。

１．通話
電話帳に登録した相手のみ通話できる 、
電話帳登録外着信拒否する 、
ダイヤル発信を制限する（受信のみ）、
といった設定が機種により可能である。
（使っている携帯の取扱説明書で確認する必要あり）

２．メール
携帯電話・PHSからのメールは受信、パソコンからのメールは拒否する、
出会い系サイトなどの特定のURL付きメールを拒否する、
といった設定が可能である。
また、メールそのものをしないという設定も可能。
（パソコンからのメールを受信したい場合は、さらに「詳細設定／解除」よりドメインやアドレスを受信設定する）

３．サイトアクセス
フィルタリング機能により、出会い系サイトや違法なサイトなど特定のカテゴリに該当するサイトへのアクセスを制限することができる。
また、サイトアクセスそのものをしないという設定も可能。
＊ドコモの制限例
不法（違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用）、主張（軍事・テロ・過激派、武器・兵器、告発・中傷、自殺・家出、主張一般）、アダルト（性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集）、セキュリティ（ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ）、ギャンブル（ギャンブル一般）、出会い（出会い・異性紹介、結婚紹介）、グロテスク（グロテスク）、オカルト（オカルト）、コミュニケーション（ウェブチャット、掲示板、IT掲示板）、成人嗜好（娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ）、ライフスタイル（同性愛）、宗教（伝統的な宗教、宗教一般）、政治活動・政党（政治活動・政党）

ただ買い与えるだけでなく、その先の「どう使うのか」もよく考えてください。

子どもたちが携帯を仲立ちとした人権侵害や事件事故に巻き込まれないよう注意していきましょう。